第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 外部監査の対象

健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2) 外部監査対象機関

健康福祉局

(3) 外部監査対象期間

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 (必要に応じて現年度及び過年度についても対象とした)

3 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

わが国は、幕末からつい最近まで一貫して人口が増加してきたが、少子高齢化が進み、2004(平成16)年から2005(平成17)年までの人口増加率はマイナスに転じ、人口減少局面を迎えている。

2012(平成 24)年における 65 歳以上人口の総人口に対する比率は 24.2%であり (アメリカは約半分), 2050(平成 62)年には 38.8%に達すると予想されている。

また, 社会保障給付費の推移を見ると, 1980(昭和55)年の24.8 兆円(国庫負担は9.8 兆円)から2012(平成24)年の109.5 兆円(国庫負担は29.4 兆円)と急増している。2025(平成37)年には144.8 兆円に達すると見込まれている。

広島県においては、景気悪化に伴う県税収入の減少、高齢化の進展に伴う福祉 医療費関係の増加を踏まえ、2010(平成22)年12月に「中期財政健全化計画」を 策定し、政策的経費の見直しを掲げ、事業目的の妥当性、事業の有効性、事業の 効率性の観点に立ち、ゼロベースからの抜本的見直しをするとしている。

社会福祉の分野といえども、聖域化することは許されない状況であり、社会福祉 に関する補助金が妥当性を有し、有効かつ効率的であるかを検証することは有意 義である。

この観点から、「健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

平成23年度予算審査資料に基づき,社会福祉費補助金のうち,金額の多いもの,対前年比大幅増の補助金を選定することとした。

障害者自立支援特別対策事業
 介護職員処遇改善交付金事業
 社会福祉施設等耐震化等整備費補助金
 15億6710万円
 介護基盤緊急整備等事業
 35億653万円

健康福祉局関係の予算(平成 23 年度当初)をみると, 1786 億 2825 万円で, 県予算(9318 億 6000 万円)に対する比率は 19.2%と高い比率である。

4 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

補助金は、国・県・市町の財政支出を伴い、それは私達の税を主な原資としている。

したがって、補助金を受ける者と受けない者の不公平は許容される範囲内のものであるか、補助金の交付が民間事業者を圧迫するものではないか、当該補助金の交付は公益上必要であるかということが問われる。

本監査では, 次のような判断基準を基に監査を実施した。

- ・補助金の目的及び趣旨は何か
- ・補助金の支出の公益性はあるか
- ・ 補助金支出は有効な効果を発揮しているか
- ・補助金を受ける事業者の維持管理義務は何か
- ・ 補助金の申請手続及び支出事務は適正になされているか
- ・ 補助金は特定の者の利益となっていないか
- ・ 支出後の検査・確認は十分に行われ、適正性は担保されているか
- ・補助金の優先順位は考えられているか
- 二重の補助金はないか
- ・ 補助金は真に必要とする者に行き渡っているか

(2) 主な監査手続

監査の対象とした補助金事業は,健康福祉局の障害者支援課・介護保険課・ こども家庭課が所掌している。

そこで,担当課の行う財務事務・組織運営について担当者から説明・資料の提示を受け,質疑応答を行った。

① 補助金事業制度の把握と確認

関係法令・基金条例・実施要領及び交付要綱に基づいて運用されている ので、当該資料の提示を受けた。

- ② 各補助金は,直接,福祉施設・社会福祉法人及び事業会社に交付されているので,補助金を受けた社会福祉施設等に赴いて実地監査を実施することとした。
- (3) 実地監査先及び監査内容
 - ① 実地監査先
 - A 障害者自立支援特別対策事業
 - 社会福祉法人 爽裕会 障害者支援事業所 松賀苑
 - 社会福祉法人 優輝福祉会
 - ・ 社会福祉法人 清風会 みつや工場
 - B 介護職員処遇改善交付金事業
 - サンキ・ウエルビィ株式会社
 - · 社会福祉法人 優輝福祉会
 - C 社会福祉施設等耐震化等整備事業
 - ・ 児童養護施設 こぶしヶ丘学園
 - ・ 障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター
 - ・ 児童養護施設 子供の家 三美園
 - ② 監査内容
 - A 各事業共通
 - 補助金交付申請•実績報告
 - · 決算報告·事業報告·法人税申告書等
 - 組織内容
 - 給与関係書類
 - B 障害者自立支援事業及び耐震化等整備事業共通事項
 - · 業者選定·契約関係
 - ・ 建物・設備の取得経過及び支払い関係
 - C 広島県の監査状況

5 外部監査の実施期間

平成 24 年 5 月 9 日より平成 25 年 3 月 31 日まで

6 監査日数

(1) 監査日数

	監査延日数
予 備 調 査	10.5
現 地 調 査 ((2)現地調査の内訳参照)	45.5
報告書作成	61
合 計	117
(うち包括外部監査人)	(25.5)

(2) 監査対象機関及び現地調査日数の内訳

試験研究機関名		監査	日数
	武 峽 妍 先 傚 剣 石		延日数
1	広島県健康福祉局	8	19.5
2	社会福祉法人 爽裕会	1	3
3	社会福祉法人 優輝福祉会	2	7.5
4	社会福祉法人 清風会	1	4
5	サンキ・ウエルビィ株式会社	1	4
6	児童養護施設 こぶしヶ丘学園	1	3
7	重症心身障害児施設 子鹿学園	2	4
8	児童養護施設 子供の家三美園	1	4
	合 計	17	49
	(うち包括外部監査人)	(14)	(10.5)

7 外部監査従事者

包括外部監査人 補助者

税 理 士 山 田 毅 美 弁 護 士 美陽 原垣内 公認会計士 吉 中 邦 彦 順子 税理士 親谷 税 理 士 髙橋 誠 税 理 士 鶴岡 敦 社会保険労務士 前 田 章 湖

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 当報告書で使用する用語

当報告書で使用する用語は、次のとおり国語辞典(大辞林)によっている。

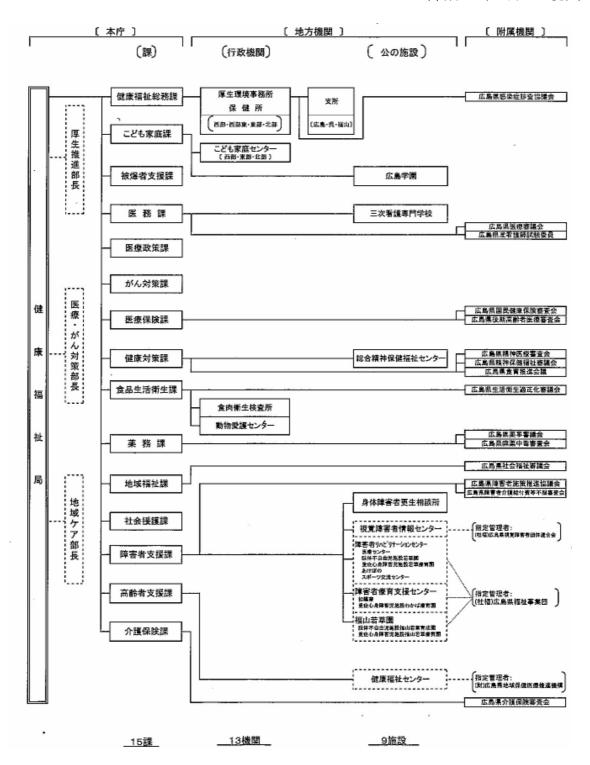
- 【不正】 正しくないこと。正当でないこと。 (従って,本監査で「不正」という用語を用いても,当該行為が刑事処分に該当すべき行為であるということを意味するものではない。)
- 【不当】 ① 道理に合わないこと。適当でないこと。
 - ② 違法ではないが、法規定の趣旨・目的に照らして妥当でないこと。
- 【不適】 適さないこと。あてはまらないこと。
- 【適当】 ある状態・目的・要求などにぴったり合っていること。ふさわしいこと。
- 【適正】 適当で正しいこと。
- 【適切】 ぴったり当てはまること。ふさわしいこと。
- 【正当】 道理にかなっていること。正しいこと。
- 【正しい】真理・事実に合致している。誤りがない。
- 【べき】 (助動詞)① 当然のなりゆき,あるいはそうなるはずの事柄を述べる。
 - ②義務づける意味を表す。
- 【たい】 (助動詞) 話して自身の希望を表す。
- 【改善】 物事をよい方に改めること。

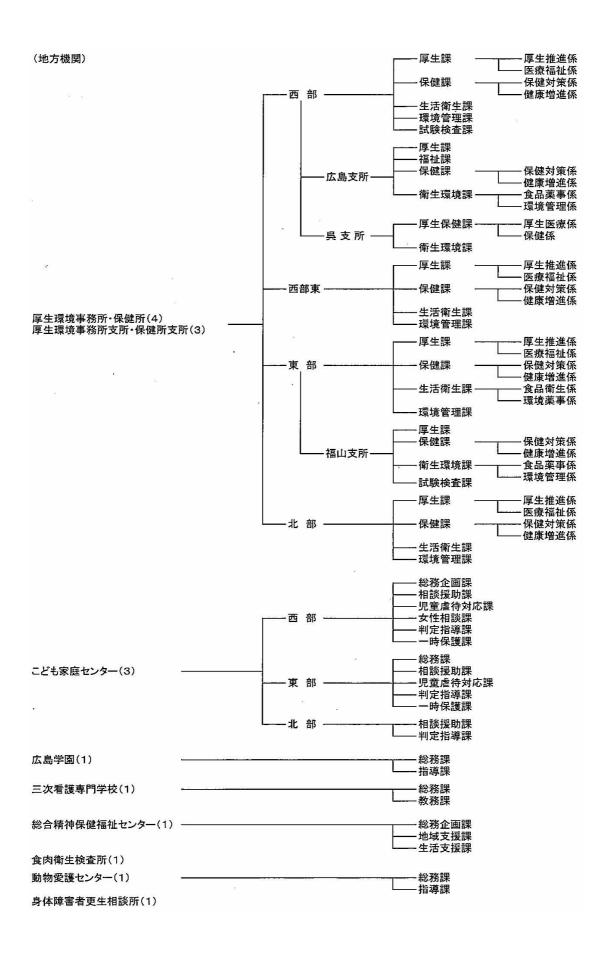
第2 健康福祉局の概要

広島県の健康福祉局の概要は以下のとおりである。

1 組織図

(平成24年4月1日現在)





2 組織と業務内容

所 属	業務内容	人 (平成24年4月現在)
健康福祉総務課	(1) 健康福祉局の庶務に関すること (2) 健康福祉局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること (3) 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること (4) 保健師業務の総合調整に関すること (5) 社会福祉統計,保健統計及び人口動態統計に関すること (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関すること (7) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に関すること (8) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関すること (9) 厚生環境事務所に関すること(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く) (10) 保健所に関すること(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く) (11) 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと	人 員 事務職 28 技術職 3 非常勤 4 再任用 0 合 計 35人
こども家庭課	 (1) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に関すること(他局及び健康福祉局中他 課の所掌に属するものを除く) (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に関すること(健康対策課及び障害者支援課の所掌に属するものを除く) (3) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に関すること (4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)に関すること (5) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に関すること (6) 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号) 	人員 事務職 18 技術職 4 非常勤 4 再任用 0 合計 26人

	に関すること (7) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に関する
	こと (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律(平成13年法律第31号)に関するこ と
	(9) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第77 号)に関すること(他局の所掌に属するものを除く) (10) 子ども手当に関すること (11) みんなで育てるこども夢プランの推進に関すること (12) 児童福祉思想の普及啓発に関すること (13) 児童の健全育成に関すること (14) 児童に関する調査統計に関すること (15) 母子家庭の福祉の向上に関すること (16) 寡婦の福祉の向上に関すること (17) 父子家庭の福祉の向上に関すること (18) こども家庭センターに関すること (19) 広島県立広島学園に関すること (20) 財団法人ひろしまこども夢財団に関すること (21) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること
障害者支援課	(1) 障害者自立支援法に関すること(健康対策課の 所掌に属するものを除く) (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) に関すること (3) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に関すること (4) 発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号) に関すること (5) 障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する 支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号) に関すること

	(6) (7)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39年法律第134号)に関すること 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関すること	
	(8)	福祉のまちづくりに関する普及啓発に関すること	
	(9)	心身障害者の扶養共済に関すること	
	(10)	広島県立身体障害者更生相談所に関すること	
	(11)	広島県立視覚障害者情報センターに関すること	
	(12)	広島県立障害者リハビリテーションセンターに関 すること	
	(13)	広島県立障害者療育支援センターに関すること	
	(14)	広島県立福山若草園に関すること	
	(15)	広島県障害者施策推進協議会に関すること	
	(16)	広島県障害者介護給付費等不服審査会に関す ること	
	(17)	社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること	
	(18)	健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者,知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること	
介護保険課	(1)	介護保険法に関すること(健康福祉局中他課の 所掌に属するものを除く)	人員
	(2)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく病 床転換助成事業に関すること 広島県介護保険審査会に関すること	事務職 16 技術職 0 非常勤 4 再任用 0
			合計 20人

3 組織別職員数

(平成24年4月1日現在)

			 果	(所)	名			現員
	仮				 総	務	課	31
				家		庭	課	22
			爆	者	支	援	課	21
	2			務			課	16
本	<u> </u>	Ē	療	政		策	課	12
, '	カ	š ,	ا ا	対	第	į	課	12
	2	Ē	療	保		険	課	15
	负	<u></u>	康	対		策	課	27
	纟	£ 5	品 生	活	衛	生	課	24
	導	Ę		務			課	18
	坩	也	域	福		祉	課	16
庁	齐	Ł	会	援		護	課	15
		章	害	者	支	援	課	31
	Ē		齢	者	支	援	課	15
	ケ	7	護	保		険	課	16
		本		宁	小		計	291
		西	部厚生	環境事			建所	63
	生			広	島	支	所	55
				呉		支	所	22
地	厚生環境事務所保健所			生事務				48
	務 所	東	部厚生	環境事				60
	保			福	<u>山</u>	支		42
)健 所	北		環境事			建所	42
方				<u> </u>	言			332
	<u></u>			も家		セン		45
	月		こど			セン		36
4-61-6		上 部	こど			セン		10
機		5	島		学		園	27
		三次			専			32
		谷 合		保健:				25
関		È 1				査		9
		助 物						10
	卢	す 体		者			談所	7
		in.l.	<u>/</u> /		計			201
		土		機		<u></u> 計	•	533
			合		計			824

第3 監査対象補助金の概要

1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

(1) 沿革

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するために、障害者自立支援対策臨時特例交付金が、平成18年に国から交付された。

広島県では、国からの交付を受け、県及び市町が、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業並びに県が福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てるため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置した。

平成23年度末で事業が終了する予定であったが、国の4次補正により基金の 積増し及び平成24年度末までの延長(一部事業のみ)が決定されたため、引き続き事業を実施し、新体系移行後のソフトランディング等を支援する。

(2) 概要

補助金名称	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)
制度の概要	障害者自立支援法への円滑な移行を行う必要があることから、設備基準等に適合させるための施設の改修、増築のほか、送迎用車両等の備品整備、就労継続支援事業所における工賃向上を図るための大規模生産設備整備等に要する経費を補助する。
制度の 目的・趣旨	障害者自立支援法への移行等のための円滑な実施を図るため、設備基準等に対応する施設の改修、備品整備及び就労継続支援事業所における工賃向上を図るため大規模生産設備の整備を行う。
補助金を受ける要件	補助対象者 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を行っている又は行う予定の社会福祉法人,NPO法人等の法人

補助基準

1 施設(事業所)当たりの補助基準額は、次の区分により当該区分ごとに補助基準額以内で知事が必要と認めた額とし、これにより難い特別な事情があるときは、知事が必要と認めた額とする。

区分		対 象 経 費	補助基準額	
		小規模作業所を新体系の 設備基準に適合させるための 改修工事に要する経費		千円以内 爰事業所への移行 内)
施設整備	改修	ケアホーム, グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備, 自動火災報知器, 消防機関への通報装置等)の整備に要する経費	2,000	千円以内
		その他基盤整備対策に資する改修工事に要する経費 ※ 地域生活支援事業所を除く	(ケアホーム等: ト等のバリアフ	千円以内 を実施するアパー リー化等に必要な する経費は2,000
		・生産事業等のための作業	利用定員	補助基準額
施設	増	スペースの設置 ・新体系事業を行うに当たって必要となる厨房等の拡張工事 ・NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施	20人以下	10,000 千円以内
整備	築	設等の増築工事(既存の重 症心身障害児施設等に新 たに短期入所事業所を増 築する場合を含む)	21~40人	15,000千円以内

		・その他基盤整備対策に資する増築工事※ 地域生活支援事業所を除く	41 人以上	20,000 千円以内
	備品整備	・ 新体系サービスの事業に移 行する際に必要となる生産 設備,介護設備,送迎用車 両等の整備に要する経費 ・ 新体系サービスの事業の拡 充・充実を図るために必要と なる生産設備,介護設備, 送迎車両等の整備に要する 経費 ・ NICUの退院児童受入れの ための人工呼吸器等の整備 に要する経費	(障害者の通	00 千円以内 通所援護事業, 地域 ンターを実施する事) 千円以内)
	開設準備等経費	・居宅介護事業所等が開設に 当たって必要となる経費・事務の効率化を図るために 必要となる経費	1,00	0 千円以内
	大規模生産設備	就労継続支援事業所において,工賃引き上げを図るための 大規模な生産設備の整備に要 する経費	·	0 千円以内 集状況により減額す ます)
	実加	助対象経費は, 工事費, 工事 を設計料は対象としない。 用定員は, 補助整備後の利用		
補助率	10/10			
その他	特になし			

2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、「介護分野の経済危機対策」として、国民が安心して老後を迎えられることができる人材の確保(雇用の創出・人材の養成等)を含めた基盤整備を行うため、各都道府県に介護職員処遇改善等臨時特例交付金を創設した。介護職員の処遇改善を図るとともに、特別養護老人ホーム等の施設の整備を促進することとされたのである。

国は、平成21年8月3日厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を通知した。その後、上記運営要領は、平成22年3月30日に一部が改正された。

- ② 広島県としてもこれに呼応し、広島県介護職員処遇改善基金条例を定めて、国のこの特例交付金を財源とした「広島県介護職員処遇改善等基金」を造設し、広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱及び小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要網を定め、介護職員の処遇改善を図るための介護事業者等への交付金の交付及び施設整備促進のための立上経費等に対する助成を実施することとした。
- ③ 交付金対象期間は平成21年12月から平成24年5月までの支払分とし、 平成24年度介護報酬改定において、介護処遇改善交付金の相当分を介護 報酬に円滑に移行するための介護職員処遇改善加算が創設された。

(2) 概要

① 制度の概要

介護職員の処遇改善を進めるため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金として、介護サービス提供に係る介護報酬に、サービス区分ごとの交付率を乗じて得た額を毎月交付し、介護職員の処遇改善を進める。

② 制度の目的・趣旨

介護職員について,他の業種との賃金格差を縮め,介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう,介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成等を行い,介護職員の処遇改善を進めていくことを目的とする。

③ 補助金を受ける要件

交付対象は、次の要件を全て満たす事業所である。

- A 交付金見込額を上回る賃金改善が見込まれた計画を策定していること。
- B 事業者の職員に対して介護職員処遇改善計画書の内容について,周 知を行った上で,申請書を提出していること。
- C 申請月から過去1年間に,労働基準法,労働安全衛生法,最低賃金法, 労働者災害補償保険法及び雇用保険法等の違反により罰金刑以上の 刑に処せられていないこと。
- D 労働保険に加入していること。

④ 補助基準

補助基準は、次の表のとおりである。

補助基準

- 交付金見込額を上回る賃金改善計画を事業年度ごとに策定し、職員に対して周知した上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善のための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付される。
- 原則として指定基準上の介護職員,介護従業者,訪問介護員等として勤務している職員が対象。(他の職務に従事していても,人員配置基準を満たした上で介護業務に従事していれば対象。訪問看護など人員配置基準上介護職員のいないサービスは対象外。)
- 平成22年10月から新たにキャリアパス(※)要件として,介護職員の賃金以外の処遇改善に関する要件についての届出を要することとなった。
- (1) キャリアパスに関する要件

介護職員の能力,資格,経験等に応じた処遇を行うことを定める(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は,資質向上のための具体的な取り組みを行うことで可とする等小規模な事業所向けの配慮)。

(2) 平成 21 年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示(新規事業所は開始時点の状況)。

要件を満たさない場合は交付金が減額

① キャリアパス要件 サービスごとの交付率×10%を減算

② 量的要件 サービスごとの交付率×10%を減算

③ 両方を満たさない場合 サービスごとの交付率×20%を減算

- 対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。
 - (1) 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用(当該改善 に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む)以外 の費用に充ててはならない。
 - (2) 交付金の趣旨に鑑み,交付金により賃金改善を行う給 与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。た だし,業績等に応じて変動することとされている賞与等 が,当該要因により,変動した場合についてはこの限りで ない。
 - (3) 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の 翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定 められた賃金改善実施期間における賃金改善に充てら れた額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府 県に対してその差額を返還しなければならない。
 - (4) この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に 充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5 年間保管しなければならない。
 - (5) 労働基準法等を遵守しなければならない。
- 交付金の支給停止等

県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に 支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又 は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- (1) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

補助率

交付金見込額については,次の計算による。

介護報酬総額(※)×交付率(表①)(1円未満の端数切り捨て) 介護報酬総額に、表 1のサービス区分及びキャリアパスの 適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端 数切り捨て)

※ 介護報酬総額(介護サービスの総単位数に,地域区分に応じた単価を乗じた額(緊急時施設療養費,特別療養費及び特定診療費を含む。)をいう。ただし,過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため,過誤調整を実施した場合は,その過誤調整分を含む以下は,当該事業年度における交付金の交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

事業年度終了後,あらかじめ定められた賃金改善実施期間 における賃金改善として介護職員に支給された額が交付金 の受給総額を下回る場合には,その差額について返還を要 するものとする。

表1 交付金対象サービス

	キャリアパス要件等の			
サービス名	適合状況に応じた交付率			
	1	2	3	
	(ア)	(1)	(ウ)	
·(介護予防)訪問介護	4.0%			
·夜間対応型訪問介護	4.0%	(ア)の率	(ア)の率	
•(介護予防)訪問入浴介護	1.8%	×	×	
•(介護予防)通所介護	1.9%	0. 9	0.8	
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%			
•(介護予防)特定施設入居者生				
活介護	3.0%			
·地域密着型特定施設入居者生	3.0%			
活介護				
・(介護予防)認知症対応型通所	2.9%			
介護	⊿.∂/0			
·(介護予防)小規模多機能型居	4.2%			
宅介護	T.4/0			

·(介護予防)認知症対応型共同 生活介護	3.9%		
・介護福祉施設サービス			
•地域密着型介護老人福祉施設	2.5%		
•(介護予防)短期入所生活介護			
・介護保険施設サービス			
•(介護予防)短期入所療養介護	1.5%		
(老健)			
・介護療養施設サービス			
•(介護予防)短期入所療養介護	1.1%		
(病院等)			
表2 交付金非対象サービス			
【助成金対象外】			
•(介護予防)訪問介護			
・(介護予防)訪問リハヒリテーション			
•居宅介護支援		0%	
•介護予防支援			
•(介護予防)福祉用具貸与			
•(介護予防)居宅療養管理指導			

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分

- ① キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす事業所
- ② キャリアパス要件または定量的要件のいずれかを満たす 事業所
- ③ キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない事業所
- (※) キャリアパス・・・企業内での昇進等を可能とする職務経歴

⑤ 関係法令

関係法令 厚生労働省老発 0701 第 20 号「平成 21 年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の交付について」

広島県介護職員処遇改善交付金事業実施要網

3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、各都道府県に社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を交付し、各都道府県が基金を設置してそれを財源とし、平成 23 年度までに、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備等を行うことにした。

国は、平成21年7月1日厚生労働事務次官通知「平成21年社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の交付について」の別紙「平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特別交付金交付要綱」を通知した。当該基金の運営については、平成21年7月31日、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領」を別紙で定めた「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」通知した。

② 広島県もこの国の交付金を活用して社会福祉施設等の耐震化等を計画的に整備するため、平成 21 年 7 月に「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例を定めて、「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金」を設置し、耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業を実施することになった。

なお, 平成 23 年度に基金事業が延長(事業終了年度まで)になったことに伴い, 国からの追加交付金を基金への積み増しを行い, 平成 24 年度以降も引き続き事業を実施することになった。

③ 広島県は、補助金の交付に関して、「広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱」を定めた。

(2) 概要

補助金名称	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補 助金
制度の概要	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な入所者の 安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びス プリンクラーの整備を行う。
制度の 目的・趣旨	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入 所する社会福祉施設等の安全・安心を確保する。

補助金を 受ける要件

1 耐震化整備事業

(1) 要件

昭和56年度(建築基準改正(新耐震基準))以前に建築さ れた施設

(2) 対象施設等

① 対象施設等

区 分	設 置 者
救護施設, 更生施設	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設	地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人,日本赤十 字社,公益社団法人,公益財団法 人,特例民法法人等(医療法人を 除く。))
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (23年度まで)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (23年度まで)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (以上23年度まで) 障害児入所施設(24年度から)	社会福祉法人,日本赤十字社, 公益社団法人,公益財団法人, 特例民法法人

精神障害者退院支援施設(23年度まで)	地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人,日本赤十 字社,公益社団法人,公益財団法 人,特例民法法人等)
助産施設, 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	都道府県,指定都市,中核市,市町村,社会福祉法人,日本赤十字社,公益社団法人,公益財団法人,特例民法法人
児童相談所一時保護施設	都道府県, 指定都市, 児童相談所設置市
婦人保護施設	都道府県, 社会福祉法人
婦人相談所一時保護施設	都道府県

② 対象整備

区 分	対 象 整 備 区 分
救護施設, 更生施設 助産施設, 乳児院, 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童相談所一時保護施設 婦人保護施設 婦人相談所一時保護施設	改築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設 知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (23年度まで) 障害児入所施設(24年度から)	改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備

_		
	身体障害者更生施設	大規模修繕
	身体障害者療護施設	
	身体障害者授産施設(入所)	
	知的障害者更生施設(入所)	
	知的障害者授産施設(入所)	
	知的障害者通勤寮	
	精神障害者生活訓練施設	
	精神障害者授産施設(入所)	
	(23年度まで)	
	精神障害者退院支援施設	改築
	(23年度まで)	大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備

2 スプリンクラー整備事業

(1) 要件

消防法施行令が一部改正(平成21年4月施行)されたことに伴い,スプリンクラーの設置が義務付けられた施設。延べ面積275 ㎡以上1,000 ㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000 ㎡以上の平屋建の施設。

(2) 対象施設等

① 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

Miles I Free Mark		
区 分	設 置 者	
救護施設	社会福祉法人又は日本赤十字社	
障害者支援施設	地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人,日本赤十 字社,公益社団法人,公益財団法 人,特例民法法人等(医療法人を 除く。))	
肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚·言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設	社会福祉法人	

身体障害者授産施設(入所)	
知的障害者更生施設(入所)	
知的障害者授産施設(入所)	
知的障害者通勤寮	
(以上23年度まで)	
短期入所事業所	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設	社会福祉法人, 日本赤十字社, 公
盲ろうあ児施設(入所)	益社団法人, 公益財団法人, 特例
肢体不自由児施設(入所)	民法法人
重症心身障害児施設	
(以上23年度まで)	
 障害児入所施設	
(24年度から)	
乳児院	都道府県, 指定都市, 中核市,市町
	村, 社会福祉法人,日本赤十字社,
	公益社団法人,公益財団法人,
	特例民法法人

② 延べ面積275m³以上の施設で障害者自立支援法に定める 「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する 施設

区 分	設 置 者
共同生活介護事業所 (ケアホーム) 共同生活援助事業所 (グループホーム)	社会福祉法人,日本赤十字社, 公益社団法人,公益財団法人, 特例民法法人,NPO法人等 (当該法人が当該事業に係る施設 を賃貸して運営する場合も含む。)
精神障害者福祉ホームB型 (23年度まで)	社会福祉法人又は医療法人
福祉ホーム	地方交付税法第348条第2項第10 の4号及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこととされ る法人(社会福祉法人,日本赤十 字社,公益社団法人,公益財団法 人,特例民法法人等)

補助基準

- 1 耐震化整備事業
- (1) 補助基準
 - ① 改築, 增改築, 老朽民間社会福祉施設整備

種目	基準額	対 象 経 費
本体工事費	保護施設 児童関係施設 ⇒定員1人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1施設当たりの 基準単価	施設の整備に必要な工事 費又は工事請負費及び工事 事事務費(工事施工のため 直接必要な事務に要する 費用であって,旅費,消耗 品費,通信運搬費,印刷等 本費及び設計監督料費をいい,その額は,工事請負費の 2.6%に相 当する額を限度額とする以 下同じ)。 ただし,別の補助金等又は おいて別途交付対象とする 費用を除き,工事費又は おいて別途交付対象とする 費用を除き,工事費又は おいて別途交付対象とする 費用を除き,工事費又は 事請負費には,これと同等 と認められる委託費,分 類等を含む(以下同じ)。
解体撤去工 事費 及び 仮設施設整 備工事費	保護施設 児童関係施設 ⇒定員1人当たりの 基準単価×定員 障害関係施設 ⇒1施設当たりの 基準単価	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設 施設整備に必要な賃借 料,工事費又は工事請負 費

② 基準単価

A 保護施設(定員1人当たりの基準単価)

(単位:千円)

施設の種類	広 島	県	単 価
救護施設		都市部	7,819
更生施設	本体工事費	標準	7,452
	解体撤去工事費	都市部	399
	胜中 版五工事員	標準	380
	仮設施設整備	都市部	722
	工事費	標準	688
	積雪寒冷地域		68,800
	体育館施設		00,000
		地域交流	27,120
	地域交流スペース	スペース	21,120
	(定額)	防 災	37,390
		拠点型	37,530

B 障害関係施設(1施設当たり単価)

(単位:千円)

事業 (施設)の種類			補助基準額
		利用定員	(事業費ベース)
			標準
生活介護		40 人以下	140,600
自立訓練		41 人~60 人	234,000
 就労移行支援	 本体(日中活動部分)	61 人~80 人	328,700
就労継続支援	平体(4 中位期间刀)	81 人~100 人	423,400
		101人~120人	517,000
		121 人~	611,600
		40 人以下	113,500
		41 人~60 人	189,400
+ / =1. → =	 施設入所支援加算	61 人~80 人	266,400
	地放八州又拔加昇	81 人~100 人	342,200
		101人~120人	419,400
	121 人~	495,100	
就労·訓練事業等			54,000
整備加算		54,000	

	短期入所整備加算 (入所のみ)		12,500
	発達障害者 支援センター整備加算	_	17,200
	____\	40 人以下	65,700
	退院支援施設整備加算	41 人~60 人	98,200
障害児施設		40 人以下	254,300
(入所)		41 人~60 人	423,400
	本体	61 人~80 人	595,400
		81 人~100 人	765,900
		101人~120人	936,600
		121 人~	1,107,000
	就労・訓練事業等 整備加算		54,000
	短期入所 整備加算(入所のみ)	_	12,500
	発達障害者 支援センター整備加算		17,200
解体撤去工事費	專	_	16,400
仮設施設整備コ	厂事費		29,500
	288 K 1650 / 15 D 2 1		

C 児童関係施設(定員1人当たり単価)

<本体工事>

(単位:千円)

施設の種類	広島県
児童相談所一時保護所	4,620
助産施設	6,930
乳児院	5,690
母子生活支援施設	17,310
児童養護施設	7,130
情緒障害児短期治療施設	9,180
通所部加算	3,200
児童自立支援施設	10,070
通所部加算	3,200
婦人相談所一時保護所	7,220
婦人保護施設	9,670

<解体撤去工事,	仮設施設整備工事>	(単位: 千円)
~/jfr/fr/jjk/ムユザ,	以以此以正川上于/	(平)(4)

施設の種類	解体撤去工事	仮設施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設	370	690
(入所, 通所)	310	090
児童自立支援施設	460	820
(入所, 通所)	400	020
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790

③ 大規模修繕

種目	基 準 額	対 象 経 費
本体工事費	次のいずれか低い方	施設の整備に必要な工
	の価格を基準に都道	事費又は工事請負費及
	府県知事が認めた額	び工事事務費 (工事施工
	とする。	のため直接必要な事務
		に要する費用であって,
	①公的機関(都道府	旅費,消耗品費,通信運
	県又は市町村の建	搬費, 印刷製本費及び設
	築課等)の見積り	計監督料等をいい, その
		額は,工事費又は工事請
	②工事請負業者の見	負費の 2.6%に相当する
	積り	額を限度額とする,以下
		同じ)。
		ただし, 別の補助金等
		又はこの種目とは別の種
		目において別途交付対
		象とする費用を除き,工
		事費又は工事請負費に
		は、これと同等と認められ

る委託費, 分担金及び適 当と認められる購入費等 を含む(以下同じ)。

2 スプリンクラー整備事業

(1) 補助基準(事業費ベース)

基準額	対 象 経 費
1㎡当たり基準単価	スプリンクラー設備等に必要
× 都道府県が認めた面積	な工事費又は工事請負費

(2) 基準単価(1 ㎡当たり)

- ① 延べ面積 275 m²以上 1,000 m²未満の施設 18,000 円
- ② 延べ面積 1,000 ㎡以上の平屋建の施設 34,000 円

補助率

1 保護施設,障害関係施設(障害児施設を除く)の場合

(1) 県所管施設

県	設置者
3/4	1/4

(2) 広島市,福山市所管施設

県	広島市, 福山市	設置者
29/40 (基金 1/2+交付金 1/4×9/10)	1/40	10/40

2 障害児施設の場合

(1) 県所管施設

県	設置者
3/4	1/4

(2) 広島市所管施設

県	広島市	設置者
29/40	1/40	10/40
(基金 1/2+交付金 1/4×9/10)		10/ 10

3	児童関係施設	(障害児施設を除く)の場合	
---	--------	---------------	--

(1) 県所管施設

	県	設置者
公立	10/10	_
民立	3/4	1/4

(2) 市町所管施設

	県	市町	設置者
公立	29/40 (基金 1/2+交付金 1/4×9/10)	11/40	_
民立	29/40 (基金 1/2+交付金 1/4×9/10)	1/40	10/40

その他特になし

4 広島県介護基盤緊急整備等基金補助金

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、「介護分野における経済危機対策」として雇用の創出・人材養成等につがるよう、住民にとって身近な日常生活圏域内において、市町村が介護施設等を整備する事業及び民間業者が整備する事業によって介護拠点等の緊急整備に関する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を創設した。地域密着型サービスの拠点、施設の整備及び既存施設のスプリンクラーの整備を促進することとされたのである。これらの整備事業は平成 23 年度末までの実施期限とされた。

国は平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について, 平成21年7月1日厚生労働事務次官通知を発し,その別紙で「平成21年度介護基盤緊急整備等特例交付金交付要綱」を通知した。そして,平成21年8月20日厚生労働省老健局長によって,当該交付金によって造成された基金の運営について,「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」を定めて,通知された。

- ② 広島県では、広島県介護基盤緊急整備等基金条例を定めて、国のこの特例交付金を財源とした「広島県介護基盤緊急整備等基金」を造成し、「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」及び「小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」を定め、平成21年から平成23年度まで事業を行うこととした。
- ③ さらに,国の「経済危機対応・地域活性化予備費」により平成22年11月に介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が積み増しされるとともに,国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により平成22年12月に介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が創設された。
- ④ 国において、この基金の実施期間が延長され、平成24年度末まで実施することとなった。

(2) 概要

① 制度の概要

介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保するため、法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費並びに、既存の介護施設のスプリンクラー設置に要する経費等を補助する。

② 制度の目的・趣旨

社会福祉法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等 を補助することにより、設置者の負担軽減による施設整備等の促進等を図 る。

③ 補助金を受ける要件

補助金の交付要件は次の表のとおりである。

補助金を受ける要件

1 地域介護拠点整備費補助事業 新たに設置する次の施設

地域密着型サービスの拠点

- ・ 小規模特別養護老人ホーム
- 小規模ケアハウス
- ・認知症高齢者グループホーム
- · 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・定期巡回・随時対応サービス事業所
- ・複合型サービス事業所

小規模老人保健施設

介護予防拠点

地域包括支援センター

生活支援ハウス

2 スプリンクラー等整備費補助事業 既存の次の施設

広域型施設

- ・ 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- ・ 養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(定員 30 人以上, 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)
- ・ 老人短期入所施設(併設を含む)

地域密着型施設

- ・ 小規模特別養護老人ホーム
- 小規模老人保健施設

- ・軽費老人ホーム(定員 29 人以下, 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所(要介護度 3 以上の者が常時宿泊するもの等に限る)

有料老人ホーム

(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)

3 防災補強等改修支援事業地域密着型施設等で地震等に備えた防災対策上必要な補 強等

補助基準

補助基準は次の表のとおりである。

1 地域介護拠点整備費補助事業

補助 金の 流れ	対象施設	配分基礎単価	対象経費
県	・小規模特別養護 老人ホーム ・小規模ケアハウス	4,000 千円×定員	市町整備計画に基づ く施設等の整備(施 設と一体的に整備さ
l ↓	·小規模老人保健 施設	50,000 千円/施設	れるものであって, 知事が必要と認めた
市	・認知症高齢者グ ループホーム ・小規模多機能型居 宅介護事業所	30,000 千円/施設	整備を含む)に必要 な工事費又は工事請 負費及び工事事務費
町 -	・認知症対応型デ イサービスセン ター	10,000 千円/施設	(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって,旅
事	・夜間対応型訪問 介護ステーション	5,000 千円/施設	費,消耗品費,通信 運搬費,印刷製本費
業者	·介護予防拠点	7,500 千円/施設	及び設計監督料等をいい、その額は工事
	・地域包括支援センター	1,000 千円/施設	費又は工事請負費の2.6%に相当する額を
	・生活支援ハウス	30,000 千円/施設	限度額とする)。ただ し、他の補助制度に

			Γ			
		回・随時対 -ビス事業 5,000 千F	より補助している事業 円/施設 等を除き,工事費又 は工事請負費には,			
	事業所	20,000 千	び適当と認められる購入費等を含む。			
2 スプリンクラー等整備費補助事業						
	補助 金の 対 多 流れ	泉施 設 配分基础	礎単価 対象経費			
	・	でい、規模 を含む) を含む) でいては1 上の場合 で人ホーム 1,000 ㎡未満	上の平屋建 ホーム及 多機能型 事業所に 1,000 ㎡以 7 千円/㎡ あ 9 千円/㎡ は 9 千円/㎡ は 2 と認めた整備を含 か に必要な工事費 で あって、知事が必 要と認めた整備を含 む)に必要な工事費 で ない、といるといる。 変に要する経費であって、旅費、消耗品 費、通信運搬費、印			
	老人ホ ・小規模 ・小規模 ・軽費を (定主とし、 態には	ーム 連老人保健 ぎ人ホーム 29 人以下) で要介護状 ある者を入 こるものに限 (つ通報火災第 症高齢者 プホーム及 模多機能 介護事業 護度3り 齢者等が 泊するも 限る)	督料等をいい、その 額は工事費又は工事 請負費の 2.6%に相当 請の認知 音グルー 及び小規 世型居宅 新(要介 以上の高 以常時宿			

	→ ルー・小・ ・小・ 事 業 業 者	知症高齢者グープホーム 規模多機能型 を介護事業所介護度 3 以上の齢者等が常時宿するもの等に限る		
	3 防災補強等改修支援事業 補助			
	老/ ·小妹 ·小;	規模特別養護 人ホーム 規模ケアハウス 規模老人保健	1 施設 13,000 千 円の範囲内で知 事が定めた額	防災補強等改修支援 計画に基づく施設等 の防災補強等の改修 (施設の整備と一体的
		設 知症高齢者グ ープホーム	1施設6,500千円 の範囲内で知事	に整備されるものであ って, 知事が必要と認 めた整備を含む)に必
	↓ ・小	規模多機能型 宅介護事業所	が定めた額	要な工事費又は工事請負費及び工事事務
	町拠	の他地域介護 点整備費補助 業の対象施設		費(工事施工のため 直接必要な事務に要 する経費であって,旅
	要と	あって知事が必と認めた施設		費,消耗品費,通信運搬費,印刷製本費
	業者			及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を
				限度額とする)。ただ し,他の補助制度によ
4 中本	目 10 /10			り補助している事業等 を除く。
補助率 その他	県 10/10 特になし			

④ 関係法令

関係法令

厚生労働省老発 0820 第 5 号「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」

介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領 広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助 金等実施要綱

広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助 金等交付要綱

小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助 金等実施要綱

小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助 金等交付要綱

第4 監査対象補助金の監査結果

包括外部監査人は、健康福祉局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施したので結果を以下に報告する。

- · 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 (障害者自立支援基盤整備事業)
- · 広島県介護職員処遇改善等基金補助金
- 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

大規模生産設備導入にかかわる,補助金について,3 件の施設に臨場し次の項目を着眼点として実地監査を行った。

平成 21 年度から平成 23 年度までの障害者自立支援基盤整備事業・大規模生産 設備整備補助一覧

平成 21 年度

(単位:円)

No.	法 人 名 (事業所名)	施設種別	利用定員	品目等	事業に必要な経費の額	交付決定額
1	(福)それいゆの会 (いしうちの森)	就労継続支援B型	20	いちご栽培設 備一式	2,293,200	2,293,000
2	(福)広島岳心会 (ディセンターのろさん)	就労継続支援B型・生活介護,就 労移行支援,生活 訓練	10	用土充填ライン一式	25,757,484	25,757,000
3	(福)若菜 (ワークセンターさくら)	就労継続支援B型,就労移行支援	10	焼海苔加工設 備一式	17,608,500	17,608,000
4	(福)一れつ会 (ウイズ)	就労継続支援A型,就労移行支援	20	製袋機械一式	77,280,000	77,280,000
5	(福)爽裕会 (松賀苑)	就 労継続支援 B型, 就労移行支援	30	印刷機一式	17,220,000	17,220,000
6	(福)おおの福祉会 (ワーケハウスアダーショ)	就労継続支援B型・生活介護	10	厨房機器一式	16,642,500	16,642,000
7	(福)ひとは福祉会 (就労センターあっぷ)	就労継続支援B型·生活介護	10	厨房機器一式	4,398,996	4,398,000
	í	計	•		161,200,680	161,198,000

平成 22 年度

(単位:円)

No.	法 人 名 (事業所名)	施 設 種 別	利用定員	品目等	総事業費	交付決定額
1	(福)静和会 (おおむらさき)	就労継続支援B型,就労移行支援,生活介護	10	パン製造機器 一式	34,650,000	33,915,000
2	(福)三矢会 (太田川学園豊平作 業所)	就労継続支援B型	25	農業用ハウス 3 棟,養液栽培 設備一式	48,184,500	45,000,000
	Ê		82,834,500	78,915,000		

平成 23 年度

(単位:円)

No.	法 人 名 (事業所名)	施設種別	利用 定員	品目等	総事業費	交付決定額
1	(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	就労継続支援B型	20	パン製造機器 一式	16,905,000	16,905,000
2	(福)尾道さつき会 (すだちの家)	就労継続支援B型,就労移行支援,生活介護	17	水耕栽培設備一式	85,050,000	75,600,000
3	(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	就労継続支援B型	39	パン製造機器 一式	12,800,000	12,800,000
4	(福)優輝福祉会 (みとう温泉)	就労継続支援B型,就労移行支援	18	水充填ライン設 備一式	93,450,000	80,000,000
5	(福)中国新聞社会事 業団(ちゅうげい)	就労継続支援B型	34	水耕栽培設備一式	36,960,000	34,072,000
6	(福)清風会 (清風会みつや工場)	就労継続支援A 型	70	クリーニング機 器一式	49,350,000	49,350,000
		⇒ 計			294,515,000	268,727,000

(1) 補助金の目的・趣旨

障害者自立支援法への円滑な移行を行う方策のひとつとして, 就労継続支援事業所における工賃増加を図るための経費補助である。

(2) 補助金支出の効果

① 社会福祉法人 爽裕会(平成21年度 印刷機械一式)

平成21年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると,設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。営業活動の成果が得られれば利用者の工賃増加につながると見込まれる。

印刷作業は全売上高の約 89%を占めており、利用者の工賃に対してもこの売上額が大きな影響を与えている。印刷作業についての営業活動を行っているが、近年の実績はなかなか伸びないため、モノクロ印刷のみでなくカラー印刷も行えるよう印刷機の導入を行うこととした。

補助の対象となった印刷事業に関する工賃単価は、工賃支給要綱によれば、

基本給 = 1時間当たり70円 × 1ヶ月操作作業時間数

となっており、これは、監査日現在(平成24年9月24日)も同額であり、単価の増加は実現していない。また、広島県の工賃実績報告集計結果によると5年間の平均月額工賃は、年度順にすると次のとおりである。

平成 19 年度	21,427	円
平成 20 年度	16,313	円
平成 21 年度	17,432	円
平成 22 年度	17,495	円
平成 23 年度	16,260.9	円

平成23年度において減少している。

給与総額をみると、平成21年1月から平成23年12月まで在籍した障害者8名の給与支給総額は、平成21年の1,272,994円から平成23年の1,208,007円に減少していた。

これに対し、同期間に在籍した印刷業務に従事する職員(職業指導員)3 名の給与支給総額は、平成21年の8,405,068円から平成23年の9,205,173 円に、事務長及びサービス管理責任者計2名の給与支給総額は、平成21年の8,272,218円から平成23年の9,063,448円に増加している。さらに、理事長の親族(非常勤)の給与も新たに支給されている。

印刷事業の売上高は減少しており、それに伴い給与が全般的に減少しているのであれば、障害者の給与が増額されていないとしてもやむを得ない事

情があるものと考えられるが、障害者以外の給与は増額されているので、工 賃単価の増加が実現していないことになり、補助金支出の効果があったとは 認められない。

② 社会福祉法人 優輝福祉会(平成23年度 水充填ライン設備)

平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると,設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。記載のとおり実現すれば工賃増加につながると見込まれる。

利用者が地域で一人の住民として生活できるよう,所得保証を第一の目標として工賃確保に取り組んでいる。良質の地下水を利用した生産活動と広島県共同募金会との協働による飲料水の販売を通じて障害者の受入と工賃の増加を目指す。

広島県北部保健所長による営業許可年月日は平成24年6月6日であり、 監査日現在(平成24年7月24日及び25日)までの期間が短く、生産活動 が軌道に乗っておらず、工賃単価の増加が図られているか否かについては 不明である。

③ 社会福祉法人 清風会(平成23年度「みつや工場」クリーニング機器一式) 平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金所要額調書に添付されている事業計画書によると,設備導入の理由について次のように記載されている(要旨)。記載のとおり実現すれば工賃増加につながると見込まれる。

現在使用している機械は、導入から 13 年経過しており、度重なる故障で修理も頻繁にあり効率が悪くなっている。今回機器の整備をすることにより、浴衣だけでなくガウン等、多品種の商品を仕上げることが可能となり、さらには生産性も向上し、電気、重油の経費削減にもつながり、定期昇給、年間 3 か月以上の賞与の支給が可能となり現在の作業工賃も維持できる。

当工場は、就労継続支援A型である。対象者全員に対して、最低賃金額以上の給与が支払われ、全員が社会保険及び雇用保険に加入している。平成 21 年度から 23 年度までの賃金について 6 名分を追跡調査したところ、6 名全員の賃金が毎年昇給していることが確認できた。

また, 広島県の工賃実績報告集計結果によると5年間の平均月額工賃は,

平成 18 年度	173,611	円
平成 19 年度	174,666	円
平成 20 年度	173,948	円
平成 21 年度	174,485	円
平成 22 年度	172,876	円

となっており、平成22年度においてやや減少している。平成23年度に機器を導入しており、平成24年7月には大幅に生産性が向上しているので、事業が計画通り実施されれば、工賃の増加が図られると思われる。

④ (福) 爽裕会は、平成 21 年度に補助金交付が確定したので、平成 24 年 9 月 24 日の監査日現在で、工賃が増加したか否かの結果が判明したが、(福) 優輝福祉会及び(福) 清風会は補助金の交付が確定したのが平成 23 年度であるため、工賃増加の実績については不明である。

(3) 経営手法導入支援事業

どの施設においても、経営コンサルタントの訪問回数は3回から4回であり、最終の訪問時期は、機器導入完了前後である。広島県の要領によると、広島県が派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行うとされているが、最終的な書面が残されているだけであり、訪問の都度の報告書は書面により提出されておらず、要領に従っていないので不適正である。

また,最終書面には,(福)爽裕会の場合,印刷部門の工賃金額について,平成21年度,22年度及び23年度ともに記載されていないため,支出効果を検討することができず不適切なものである。

(福)優輝福祉会の経営計画では、今回導入した水の事業について、5年後の工賃が平成25年3月の月10,000円から月60,000円へと6倍になっている。サンプルとして抽出した障害者の平成22年、23年及び24年の工賃に変化は見られないので、6倍という金額設定には無理があると認められる。

(4) 補助金の申請手続及び支出事務の適正性について

(福) 爽裕会及び(福) 清風会では、補助金の申請手続き及び支出事務が適正 に行われているが、(福) 優輝福祉会では次の点について問題があり、不適正で ある。

① 申請時の見積書

平成23年6月10日に, 庄原市役所を通じて県に提出された, 整備計画協議書に添付されていた3 者の見積書の写しには, いずれも月日が記載されていない。

この 3 者について、法人の登記内容が記載してある履歴事項全部証明書及び企業のホームページにより確認したところ、落札業者である三光電業㈱の代表取締役はB예の取締役を兼任しており、三光電業㈱は㈱Aの取引先であり、3 者は、何らかの関連性を有していると認められ、整備計画協議書に添付されている3 者の見積書は、3 者に見積りをさせているという体裁を整えるための形式的な見積り合せに過ぎないと思われる。

② 設置・据付・試運転

導入設備のうち、リンサ、フィラ及びキャッパの製造年月を、機械に取り付けてある納入メーカーのプレートで確認したところ2012年4月と記載されていた。さらに、納入メーカーの担当者が作成した作業報告書によると、客先入門日は平成24年4月中旬であり、調整・試運転が終了したのは平成24年5月2日である。

補助金実績報告書に添付されている検査調書に記載されている検査年月日は、平成24年3月30日と記載されており、機械設置完了前の日付となっている。

このことから補助金交付の条件である平成24年3月31日までの設置完了とは認められず、虚偽の記載である。

(5) 広島県による検査及び確認

いずれの施設においても、広島県の実地検査は行われていない。県の要綱・ 要領では実地検査は必要とされていないが、補助金を交付するにあたり実地検 査が行われていないのは不適切である。

(6) 効果測定の必要性

実地監査の対象とした 3 件の施設のうち,工賃の増加がみられないものは (福) 爽裕会 1 件である。補助金の交付は 21 年度に導入された設備が対象とされており,(福) 爽裕会は,県に平均月額工賃の報告を行っている。県は,その報告に基づいて工賃が増加するように指導を行う,あるいは是正を求めるなどするべきであったが,何ら行われていない。(福) 優輝福祉会及び(福) 清風会は,平成 23 年度に交付が決定したため工賃増加の実績が不明である。

2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

(1) 広島県の介護職員処遇改善交付金事業について

① 年度別事業規模について

年 度	対象事業所数	申請事業所数	申請率	交付金支給額
平成 23 年度	2,885	2,586	89%	3,963,195 千円
平成 22 年度	2,511	2,225	89%	3,767,161 千円
平成 21 年度	2,497	2,156	86%	1,199,653 千円

毎年,大部分の県内事業所から申請があり,制度の目的・趣旨に沿った事業が実施されたと考える。また,厚生労働省の調査結果((2)①)の申請率(86.7%)に近い申請率となっている。一方,毎年 10%程度の事業所では申請していない現状がある。いずれにしても,この事業は,介護職員の確保の必要性が背景にあって,多くの事業所の参加を得たと考えられる。

② 年度別改善計画と実績について(事業者別支給明細表より集計)

(単位:千円)

	А	В	С	D	Е	F
年度	交付金 見込額	賃金改善 所 要 見込額	交付金 受給額 (実績)	賃金改善 実施額 (実績)	自主 改善額	要返還額
平成 23 年度	3,875,049	4,319,776	3,973,448	4,575,129	609,114	7,433
平成 22 年度	3,595,641	3,872,909	3,752,331	4,134,435	394,637	12,533
平成 21 年度	1,224,913	1,320,302	1,197,042	1,431,966	248,767	13,843

上記3年間についてみると,交付金と賃金改善額の実績は計画以上となっている。また,返還された金額も少額であり,自己資金による改善(自主改善)も実施されており,交付金の支給は賃金改善の重要な原資となり,介護職員等への待遇改善効果はあったと考えられる。しかし,大部分は交付金に依存しており事業者の負担能力には限界があると思われる。

③ 介護職員処遇改善交付金事業の効果分析 (「介護職員処遇改善交付金による平成 21-23 年度の賃金改善状況」についてより)

年度	対象人員 (常勤換算)	賃金改善総額	介護職員 1人当たり改善額	賃金改善後平均 賃金額(月額)
平成 23 年度	25,452 人	4,554,469 千円	14,912 円	229,949 円
平成 22 年度	23,878 人	4,154,475 千円	14,499 円	231,047 円
平成 21 年度	22,429 人	1,434,659 千円	15,990 円	230,349 円

上記3年間の交付金事業の効果は、想定した一人当たり15,000円前後の改善効果となっている。しかし、あくまで平均値であり、正社員と非正規社員、賃金改善の方法、年齢、勤続年数及び職位等により個々人への改善効果は異なる。

この事業は、税金の投入による特定職種の賃金改善政策であり、本来は、 労使協定や労働市場に任せることが原則であるが、緊急性・必要性等から政 策的に実施された事業である。

この事業終了後,平成 24 年度からは,介護保険法の改正により,処遇改善交付金相当分を介護報酬に含めることとされ,介護職員の処遇改善の政策が平成 26 年までの間に限り,継続されている。

(2) 厚生労働省社会保障審議会の状況

(介護給付費分科会(平成22年12月24日第70回資料より)

平成22年度介護職員処遇状況等の調査結果

① 介護職員処遇改善交付金の申請状況

区分	割合
申請事業所	86.7%
未申請事業所	13.3%
合 計	100%

② 介護職員処遇改善交付金の影響による賃金改善額(月額)

(単位:円)

職	種 区	分	平成 21 年 6 月	平成 22 年 6 月	増 減 額
介言	雙 職	員	241,520	256,680	15,160
	看 護	職員	342,040	350,540	8,500
介護職員	生活相	談員等	301,320	313,560	12,240
以 外	理学療	法士等	368,840	379,180	10,340
	介護支援	受專門員	326,880	337,880	11,000

介護職員については、所定の処遇改善効果がみられるが、交付金対象外の介護職員以外の給与も連動して増加しているのは、介護職との兼任、介護報酬の改訂(平成21年4月)、労働市場の需給状況、事業者の経営判断等によると思われる。

したがって,介護職員の処遇改善は,各種の要因によって向上しているが, 最大の要因として交付金の支給が考えられる。

③ 給与等の引き上げ状況

A 給与の引き上げ状況

給与等の引き上げ	一年以内の 引き上げ予定	今後の 引き上げ予定なし	その他
74.8%	6.6%	12.4%	3.8%

大部分の事業者は、給与等の引き上げで対応している。

B 給与の引き上げ方法(複数回答)

給与表の改定	定期昇給	各種手当	賞与支給	その他
15.1%	62.7%	44.6%	21.8%	5.9%

給与の引き上げ方法として、今後の経営にも影響する定期昇給や各種 手当の引き上げが多いが、給与表の改定で対応している事業者もある。 交付金の性格から賞与として一時金対応している事業者もある。以上の 全国の状況に対して、広島県の場合、一時金が 63.7%、月額給与改定と 一時金が 33.9%で圧倒的に一時金で対応している。したがって、給与水 準の恒久的改善にはつながっていない。

(3) 監査結果

平成24年7月11日にサンキ・ウエルビィ(株)に、そして、平成24年7月24日及び25日に(福)優輝福祉会に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、広島県介護職員処遇改善交付金等事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

監査の結果は次のとおりである(共通)。

- 補助対象の要件は満たしていることを確認した。
- ・ 補助基準に合致して交付されていることを確認した。
- 補助金の執行は交付要綱等に基づいて処理されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。
- 補助金の目的は達成されたことを確認した。

① 処遇改善計画及び実績

平成23年度介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書によると、それぞれ次のような賃金改善実績が認められる。

名 称 等	常勤換算人員	1人当たり賃金改善実績(月額)
サンキ・ウエルビィ(株)	3,387.6 人	15,143 円
(福)優輝福祉会	1,572 人	15,033 円

② 処遇改善計画の実施状況の検証

いずれの法人も,受取補助金については補助金科目別推移表を,賃金改善額については提示資料を確認した結果,適正と認められた。

なお, (福)優輝福祉会の平成23年度については,検証可能な資料の提示がなく未確認である。

③ サンプル抽出者の検証

A サンキ・ウエルビィ(株)

平成23年度個人別賃金改善実績より改善額が多い社員9名を抽出し,支給明細書から支給状況の確認を行った。その結果,9名の賃金改善効果が認められた。

B (福)優輝福祉会

給与明細より任意に社員 4 名を抽出し、支給明細から支給状況の確認を行った結果、賃金改善が認められた。なお、当法人は、交付金の支給対象者以外の事務職及び管理職に対しても、処遇改善助成金として一時金を支給している。

④ 決算書の数値確認

A サンキ・ウエルビィ(株)

補助金収入については、損益計算書の収入計上額と一致している。

B (福)優輝福祉会

補助金収入明細書によると,介護職員処遇改善以外に,地元自治体 (庄原市,三次市)等から各種の補助金を受けており,数値確認はできなかった。

3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

社会福祉施設等耐震化等施設整備補助金について,3 件の施設に臨場し,次の項目を着眼点として実地監査を行った。

(1) 受取補助金

各施設の補助金受取額の状況は、次のとおりであった。

施設名	対 象 年 度	補助金額(合計)
こぶしヶ丘学園	平成 23 年度	279,797,000 円
子 鹿 学 園	平成 23 年度	496,425,000 円
子供の家三美園	平成 22 年度及び 23 年度	502,875,000 円

(2) 補助金支出の妥当性

補助金支出の妥当性について, 主として「補助対象施設等の範囲」について検証した。

建物本体と同時に整備する設備や建築工事に係る監理費用等を補助金の対象範囲に含めるか否かについて、各施設で次のような取り扱いが行われていた。

① こぶしヶ丘学園

補助金の対象工事の中に、子鹿学園ではその全てを対象外とし、また、子供の家三美園ではその大部分を対象外として取り扱っている厨房機器の取得に関する費用が含まれていた。

施設名	整備費		取り扱い
	設計見積	実施工金額	1X 9 1X V
こぶしヶ丘学園	9,151,000円	5,000,000 円	建築主体工事費に含まれて いるもののうち移動テーブル 等設計見積りベースで, 555,200 円分を対象外経費と して除外
子 鹿 学 園	_	_	当補助金による施設整備事業から除外(別契約により整備)
子供の家三美園	5,266,880 円	3,799,200 円	建築主体工事費に含まれているもののうち、ライスタンク等設計見積りベースで、3,322,080円分を対象外経費として除外

こぶしヶ丘学園においては、厨房機器について、移動テーブル(3 点)、炊飯台車付テーブル(1点)、IH炊飯ジャー(1点)、芯温センサー(1点)、スープジャー(1点)、保温ジャー(1点)、常温配膳車(2点)及び備品ホテルパン(9点)について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

これに対して、子供の家三美園については、厨房機器のうち、シンク等を除いたほとんどの機器について対象外工事費として除外している。

また,子鹿学園においては,厨房機器の取得について,当初より耐震化に かかわる施設整備の契約には含まれていなかった。

なお, 厨房機器に対する補助金の交付については, 平成25年2月5日に 広島県こども家庭課より, 国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得 たとの説明があった。

② 子鹿学園

本来補助金の対象とすべきであると考えられる電話設備等の設置費用について、補助金の対象外として申請がなされていた。この点について、当施設に確認したところ、補助金の対象工事、対象外工事の区分は、当補助金の申請準備段階において、県の担当者の指導に従って行ったとのことであった。

なお、当施設に関しては、上記補助対象外工事の範囲の誤りによる補助金 への影響は生じていなかった。

③ 子供の家三美園

本来,造成工事は,補助金の対象外工事とされている。建物新築工事が竣工するまでに,造成工事も施工されており,建物新築工事を監理した業者が,造成工事の監理も行っていることが判明した。

(3) 施設取得に係る経緯の確認

工事業者選定にかかる議事録,入札関係資料,工事請負契約書,工事監理報告書などから,施設取得にかかわる経緯を確認した。

① 業者の選定方法について

工事請負業者の選定方法について,実地監査の対象とした3施設の当補助金による施設整備にかかわる業者の選定方法は,以下のとおりであった。

施設名	設 計 業 者	建築業者
こぶしヶ丘学園	3 者による指名競争入札	12 者による指名競争入札
子鹿学園	3 者合い見積りによる	15 者による指名競争入札
	随意契約	(内 10 者辞退)
子供の家三美園	3 者合い見積りによる	15 者による指名競争入札
	随意契約	(内7者辞退)

② 期限内の取得か

監査を行った三施設ともに年度内の完成及び引渡しが行われていた。

- (4) 補助金の申請手続及び支出事務の適正性
 - 3 施設ともに、申請手続きは適正に行われ、年度内の完成、引渡しを受けており、支出事務も適正であった。
- (5) 消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について(全施設共通)

国の定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領によると, 事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。) の仕入控除税額の確定額について,県知事に対する報告が義務づけられてい る。しかし,広島県の当補助金の交付要綱には国と同じ内容の規定は設けられ ておらず,消費税等に係る仕入控除税額について,監査日現在,監査を行った 全ての事業者について,県に対して報告がなされていなかった。

県の担当者に確認したところ、県交付要綱に規定を設けるべきところ、規定が 欠落しており、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

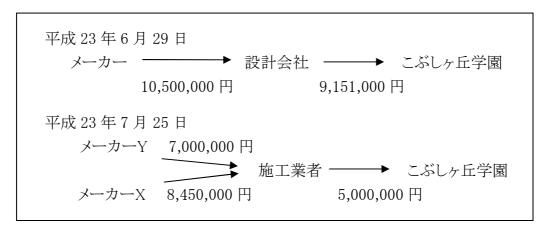
- 第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件
 - (2) 都道府県が市町村等または民間事業者に対して助成する場合
 - サ 事業者が民間事業者の場合,上記アからコの条件に加え,以下の条件を付さなければならない。
 - (ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 には,速やかに都道府県知事に報告しなければならない。 (中略)

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(6) 寄付金の受領

社会福祉施設の取得に際し、第三者から寄付金を受領することがあるが、今回の補助金にかかるものはなく、指摘すべき事項はない。

(7) 補助金対象施設の価格(建物と厨房機器の価格操作)



当初,メーカーから設計会社に対して提示された見積金額は 10,500,000 円であり,設計会社が発注者に対して提示した見積金額は 9,151,000 円であった。

後に、別のメーカー2者のうち、1者が、請け負った施工業者に提示した見積金額は 8,450,000 円で、もう 1 者のメーカーが、施工業者に提示した見積金額は 7,000,000 円であった。施工業者が発注者に対して提示した金額は、設置費用を含んだ 5,000,000 円であった。

厨房機器の価格の決定についての上記のような経緯からすれば、意図的に厨 房機器の価格を低くし、その分建物本体価格が水増しされているのではないか との疑念が残る。

(8) 広島県による検査及び確認

支出後の広島県による検査・確認は行われているが、次の事項について指摘する。

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱第2条ウでは、土地の買収整地等の資産を形成する事業は、補助金の交付対象となる事業(「特別対策事業」)の対象としないとされている。

建物取得の前提として、宅地造成工事が一体として行われるとき、工事監理費は、土地・建物共通の費用となるものであるが、子供の家三美園においては、100%建物部分に含んで計算しており、宅地造成工事部分の約30%は、補助金対象の範囲ではないと考える。

(9) 広島県による対象施設の範囲に関する判断基準の明示と指導

監査の結果、3施設の補助金の内容は、その範囲が3者3様であり、施設間に 不公平が生じている。その主なものを挙げれば、次のとおりである。

- 工事監理費の対象外
- 設計見積費
- 厨房機器

広島県は、対象施設の範囲に関する判断基準を明示せず、指導不足と言わざるを得ない。

4 社会福祉法人について

(1) 概要

今回の監査のテーマである補助金には直接関係しないが、補助金の支給対象である社会福祉法人等に対する指導監査を担当する部署から、監査手続や 指導監査実施方針等広島県で実施している指導監査の資料の提出を受けたの で検討対象とした。

現行の法人制度が創設されたのは、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法 (現社会福祉法)によっている。当初、慈善家や篤志家の個人の財産や寄付等 に頼る民間事業として実施されていたが、政府の助成と指導監督のもとに、補助金の交付や免税措置が実施されてきた経緯がある。

社会福祉法により社会福祉法人は社会福祉サービスの中心的担い手として存在し、地域社会の福祉需要に貢献しており、社会からの信頼や今後の期待も大きい。

社会福祉法人にはそのサービスの公共性から,税制上の優遇措置,施設・設備の整備に対する補助金,運営経費に対する補助金等多額の税金が投入されている。

したがって,法人の役員等には法人制度の趣旨の十分な理解のもと,法令遵守,倫理的道徳的な経営の実践,社会的,道義的な責任や義務の認識等が求められる。

また, 社会福祉法人は自主的で安定的な経営基盤を確立し, 公正で透明性の高い経営による運営が確保され, 利用者本位の福祉サービスの提供, サービスを提供する職員への適切な労務管理・人材育成等が実践されることが重要である。

しかし,広島県では社会福祉法人での不正事件が連続して発生しており,今後,組織や運営上の問題点を中心に経営改善を図る必要があると考えられる。 以下,社会福祉法人の課題や問題点等について検討したい。

(2) 社会福祉法人の課題や問題点等

社会福祉法人の課題や問題点等の指摘はかなり以前からあり、以下いくつかを紹介したい。

① 東京都の「社会福祉法人経営適正化検討会」

社会福祉法人の問題点について東京都で検討している資料があるので参考にする。(東京都社会福祉法人経営適正化検討会平成23年3月「社会福祉法人の経営適正化に向けて」)

社会福祉法人の課題を整理すると下記のようになる。

区分	課題
組織管理	① 理事長が独裁的で法人役員もその関係者が多く,理事会が形骸化し,監事機能も低下している。② 理事会が適正な意思決定能力や長期経営視点を欠いている。③ 創設者の死後,後継者が育たず法人・事業が混乱している。④ 創設者自身の財産の提供(寄付)で法人が設立されている場合,創設者とその家族による理事長・理事等への就任となり,結果として法人の私物化になる。
事業経営	 施設の放漫経営や、計画性のない改築工事等での経営悪化 過大な利用者見込みによる設備投資負担によって事業継続が困難 施設長等による採算を度外視した人員配置や備品購入等による経営悪化
財務管理	① 予定の寄付の未履行による借入返済資金不足② 理事長による他団体への法人資金の流用③ 理事長による資金運用目的のための法人資金の流出④ 基本財産を元本保証のない外国債等で運用
会計•経理	 会計処理が不正確で決算数値が不一致 使途不明金の存在 法人設立母体との会計処理が不明確 役員の関連会社との特命等による不透明な契約の提携
利用者サービス	 施設で職員による利用者虐待や身体拘束等の不適切な 行為がある。 利用者・家族からの苦情が多く、利用者事故が頻繁に発 生している。
職員管理	① 職員の利用者支援技術が未熟で、研修体制も不備。② 施設長等による職員へのパワーハラスメント等があり、職員の退職率も高い。③ 職員の採用・育成・任用等にルールがなく、理事長の一存で決定している。

社会福祉法人の課題の迅速な解決のために次の提案が報告されている。

A 法人役員による役割の再認識と課題への取り組み

理事会による協議,監事機能の発揮,法人本部機能の発揮等により 法人自身による解決

B 行政が社会福祉法人の課題を早期に発見し対応する

社会福祉法人から決算書を入手して財務分析を実施し、事前に行政の定める基準以下の法人については指導検査の対象とする。その他利用者からのクレーム、従業員からの内部告発、利用者事故の発生、指摘事項が未改善、第三者の評価が低い等も指導検査の対象要件として加味される。

指導検査の結果, 社会福祉法人の課題を明確化して,さらに必要であれば特別検査を実施して重点指導対象の法人を抽出する。当該法人を経営審査の部会に諮問し,答申を受けて,自主改善の可能性を検討したり,必要な処方箋等を提示して経過観察する。その結果,未改善の場合,再度経営審査の部会に諮問し答申を受けて行政処分や行政指導を判断する。

このように, 行政は重点指導の法人を効率的に抽出して, 行政処分の対象とする法人と改善指導を継続する法人に分類している。

② 内閣府の規制・制度改革委員会での検討

内閣府の規制・制度改革委員会で「社会福祉法人と介護事業に関する規制改革」が討議されているので参考にする。(松山幸弘 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹 2012年11月28日)

社会福祉法人の一部(1,200 法人)の財務諸表の調査とヒヤリングの結果, 社会福祉法人の内部留保について報告している。

黒字経営を継続すれば、一定割合の社会還元をしても内部留保は増加し、 年間事業規模の数倍を超える金融資産を有する法人が存在していることや、 内部留保を社会に還元する意思がない法人が多数存在していることが報告 されている。社会福祉法人としての使命感が不十分な法人が現実には多数 であり、社会福祉法人の課題として認識されている。

この報告書では全法人の財務諸表の分析を実施して、社会福祉法人の経営行動や収益構造を分析し、その結果を現行の補助金政策の適正化や次期の社会福祉制度基礎構造改革の検討材料として反映することを提案している。

③ 社会福祉法人経営研究会による報告

社会福祉法人経営研究会が平成18年8月に「社会福祉法人経営の現状と課題」を報告している。

これまでの社会福祉事業や社会福祉法人の経営から 1990 年代以降の大きな環境変化を受け、新たな時代の福祉経営の在り方が問われる時代が到来した。それは、従来の施設管理から法人経営への大転換であり、新たなニーズへの対応である。

新たな時代における福祉経営の基本的方向性は法人単位での経営となり、 自立と責任が求められている。その際、下記のポイントがある。

- A 経営の効率化や安定化のための規模の拡大
- B 新たな参入と退出のルールをつくり, 安易な設立や問題のある法人の 退出等を図る
- C 経営にガバナンスの確立や経営能力の向上を図るため,理事会等の機能の活性化やコンプライアンス・アカウンタビリティが求められる。
- D 経営に必要な資金は中長期の経営を見込んで調達・運用を実施する 必要がある。
- E 人材の育成と確保のため,介護職員の労働条件の改善,研修等による 質の向上,キャリアパスの形成等が重要である。

④ 全国社会福祉協議会政策委員会による報告

社会福祉法人全国社会福祉協議会の政策委員会が平成 24 年 10 月 29 日に「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」を公表している。

同政策委員会は2010年12月に「全社協福祉ビジョン」を取りまとめ、今後取り組むべき行動指針を申し合わせ、社会に公表している。そこでは、現在の福祉課題・生活課題として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、ゴミ屋敷、家庭内での高齢者虐待や児童虐待、DV、更生保護分野における高齢者・知的障害者への支援等を挙げている。

しかし, 既存の「制度内の福祉サービス」に対して「制度外の福祉サービス・活動」の開発・実施については, 一部先駆的な実績もあるが全体としては弱い。 取り組みが広がらない要因として下記の事項を指摘している。

- A ニーズの把握・分析の弱さ
- B 経営やトップマネージメントの課題
- C 他法人との連携・協働の課題

D 制度外の福祉サービス・活動に対する評価 これに対して本報告は次の提案をしている。

- A ニーズの把握のため、制度の狭間のニーズを把握し、解決に結びつけたり、稼働世代のニーズの把握を強化する。具体的には、相談窓口を作り夜間・休日での対応、電話やメール等での相談、地域に出かけてニーズを把握する等である。
- B トップマネージメントの強化で具体的な事業・活動の目標を設定して, 地域の人材養成や財源を確保する。
- C 具体的な事業・活動を実行することで、例えば複数の社会福祉法人による協働事業で地域の福祉課題・生活課題に取り組むことや、法人の建物・設備を利用して各種イベントの開催等の実施をする。
- D 都道府県・指定都市単位で社会福祉協議会が社会福祉関係者の合意形成やネットワーク強化の推進を図る。

⑤ 全国社会福祉施設経営者協議会

全国社会福祉施設経営者協議会が、平成23年7月1日発行の経営協7月号「社会福祉法人アクションプラン2015」で平成23年度から平成27年度の中期行動計画を公表している。

最初に、社会福祉法人を取り巻く環境を分析している。社会福祉基礎構造 改革により、すべての国民が利用するにふさわしい、新しい時代の福祉サー ビスの仕組みの構築が推進され、社会福祉法人もその仕組みのなかでその 存在意義が問われることになった。

社会福祉法人は、制度創設時の原点である福祉サービスを行政との協力・提携で実施し、利用者とは対等な関係で福祉サービスを提供し、制度の狭間のニーズに応える等での地域社会の活動により、信頼を得ることで存在意義があるという認識に立ち返る必要がある。

社会福祉法人が各種の助成や税の減免等の公的支援を受け、寄付やボランティア活動等の支援を受ける公共性の高い法人であることを自覚し、社会の信頼に応える経営の実践が必要である。

「アクションプラン 2015」は社会福祉法人に求められる取り組み課題として次の4つを行動指針として提示している。

A 利用者に対する基本姿勢

人権の尊重, サービスの質の向上, 社会・地域との関係の継続, 生活・ケア環境の整備

B 社会に対する基本姿勢

地域福祉の推進,公益的取り組みの推進,説明責任の徹底,行政との連携・協力の促進

C 福祉人材に対する基本姿勢

トータルな人材マネージメントの実現,職員処遇の向上,働きがいのある職場の実現,職員育成の充実

D マネージメントにおける基本姿勢

コンプライアンスの徹底,組織統治(ガバナンス)の確立,財務基盤の 安定化,経営管理者の役割の遂行

このうち 2015 年までに成果を得る重点課題として,下記の 4 つを取り上げている。また,重点課題に即して,特にその成果を社会に示していくべき 7 つの取り組みを設定している。

重点課題	取り組み
サービスの質の向上	・福祉サービス第三者評価または ISO9001 の認証等の外部評価の受審促進・苦情解決第三者委員の設置促進
公益的取り組みの推進	・「一法人一実践」活動の取り組み促進 ・低所得者への積極的な対応
トータルな人材マネージメントの実現	・職員処遇の向上・職員育成に充実
組織統治(ガバナンス)の確立	・ 法人各機関の機能強化(理事会,監事, 法人本部機能の強化,評議員会の設置促 進及び機能強化)

(3) 社会福祉法人等に対する広島県の指導監査

① 担当部門と指導監査業務の流れ

広島県の健康福祉局の組織の中で,社会福祉法人等に対する指導監査 を実施しているのが地域福祉課である。

広島県の指導監査業務の流れは下記のとおりである。

事前に指導監査方針・指導監査体制・実施計画等を検討し、各法人に実施方針・監査調書の提出を通知し、その後所定の法人(抜き打ちを含む)への監査実施となる。

指導監査は理事長,関係理事及び監事の立会のもと,ヒヤリング等所定の手続きが実施される。結果については当日講評が実施され,後日監査結果通知が法人に送付される。その際,文書指摘がある場合は,改善報告書の作成が求められる。監査結果及び改善報告書については広島県のホームページに公表される。

② 社会福祉法人等への指導監査

社会福祉法人は社会福祉事業を行うために設立され、その事業は「非営利」及び「高い公共性」の性格を有するため税制上の優遇措置、施設・整備の補助金、運営経費に対する補助金等多額の税金が投入されている。

しかし、平成 10 年以降の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉法人の経営環境は変化し従来の施設管理から法人経営への転換となった。

その結果, 高齢者福祉の分野等一部では民間参入が進んでいるが, 現在の福祉課題・生活課題(子育て, 障害者, 高齢者等)に対しては各地域で豊富な経験やノウハウを持つ社会福祉法人の支援・協力が必要である。

そのため、社会福祉法人が本来有すべき「非営利」及び「高い公共性」の 再認識の徹底を含め、法人経営が適正に運営され、地域での福祉ニーズに 対応しているか等について指導監査を実施している。

平成24年度の社会福祉法人等への指導監査実施方針における重点事項は下記のとおりである。

A 適正な法人運営と経営機能の強化

- ・ 定款への進拠性
- ・規程に基づく適正な運営
- ・役員等の適切な選任,理事会等への出席状況,適切な報酬や費用 弁償
- ・理事会や評議委員会の要審議事項の審議決定,議事録の作成保存
- ・監事 2 名による事業と監査の分担とその人的要件, 適正な監査の実施
- ・適正な資産管理の実施
- その他

B 適正な事務, 会計処理の確保

- ・職務権限が規程等で明確にされ内部統制・牽制体制が確保されていること
- ・法人運営上の事務処理に関する文書等の整備・保存
- ・適正な事務や会計処理を実施できる職員体制の確保
- 担当業務の明確化と不適当な兼任関係の排除
- ・経理規程等に基づく会計処理の実施と会計報告書の作成保存
- ・就業規則等による給与計算の実施と支給及び勤務関係資料との合致
- ・労働基準法等に基づく職員の採用・昇給・昇格等の実施
- 適正な賃金水準の確保
- ・契約行為の適正な実施
- ・法人運営に際して、自己評価以外に第三者による事業評価や外部監査等を積極的に利用すること
- その他

C 情報公開の推進

法人運営の透明性を高めるため、法人の業務・財務・役員等について 会報・所内掲示・インターネット等での情報の公表

D 公益的取り組みの推進

地域の福祉サービスに関する要望や防犯・防災等生活全般にかかる 相談・要望等に対して法人として多様な関係機関との連携や地域の関係者との協働による解決等公益的な取り組みを積極的に実施

その他社会福祉事業(施設)に関する重点事項がある。

③ 社会福祉法人の不正事件後の対応について

最近,広島県内で連続して発生している社会福祉法人の不正事件は,県 民の信頼を著しく損ねており、これに対して地域福祉課は注意を喚起する通 知を関係者に送付したり、下記の項目等について今後の対応等を実施して いる。

- ・社会福祉法人に対する指導監査の一層の重点化・強化
- ・ 外部監査制度, 第三者評価機関等の導入の検討
- ・評議員会の設置促進
- ・ 社会福祉法人の監事等研修会の開催

不正事件を受けて社会福祉法人の業務執行等を監査する監事に対する 研修や指導監督を担う市町職員に対する研修が実施されている。 監事に対しては下記の取り組みを依頼している。

- A 各年度の「社会福祉法人等指導監査実施方針」に掲げる重点事項を 中心とした監査の実施
- B 広島県で作成している「社会福祉法人監事監査マニュアル」等を参考 にして体系的な監査の実施。
- C 年間監査スケジュールの事例を示し、決算監査以外に期中の定期監 査の実施(3か月単位)と監査結果を理事会に報告する等監査の充実

また、社会福祉法人に対する指導監査基準や運営指導等の標準化を推 進中である。

法人運営上,法令・定款・関係規程等への違反や不適正な運営と認める場合,社会福祉法第56条に基づく改善命令,業務停止命令,理事の解職勧告,法人の解散命令等の行政処分の実施等,早期に適切な改善措置を実施する方針である。

地域主権改革に係る第二次一括法により、社会福祉法の改正があり、平成25年4月より広島県が所轄する社会福祉法人の一部が市に移譲される予定である。今後は各市町において指導監督を実施することになり、その対応が必要である。

外部監査については、法人の事業規模から資産額(100 億円以上)もしくは負債額(10 億円以上)又は収支決算額(10 億円以上)に一定の基準を設定して監査対象としているが、強制規定でなく外部監査制度の活用を規定しているにすぎない。

第5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

包括外部監査人は、健康福祉局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施した。

- · 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金 (障害者自立支援基盤整備事業)
- · 広島県介護職員処遇改善等基金補助金
- 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

各事業は、制度の目的・趣旨を異にするので、監査を通じて感じる点を述べ、広島 県の業務が改善されることを期待する。

1 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

(1) 補助金支出の効果測定

各事業所の計画については、計画通り実現させることができれば、利用者(障害者)の工賃増加につながると見込まれる。ただし、長期的な視点での効果測定が必要である。

① 工賃の増加

監査の結果で述べているとおり、平成 21 年度に補助金の交付を受けた (福) 爽裕会では、工賃の増加は実現していない。

平成 23 年度に補助金の交付を受けた(福)優輝福祉会は,監査日現在 (平成 24 年7月 24 日及び 25 日),生産活動が軌道に乗っておらず,工賃の増加が図られているか否かについては不明である。

(福)清風会も,平成23年度に補助金の交付を受けており,生産性の増加が認められるが,工賃増加の実績については不明である。

工賃の増加が実現していない場合には、補助金支出の効果があったとは 認められないので、広島県は、工賃の増加が実現しているか否かについて 効果測定を行うべきである。

② 経営手法導入支援事業

広島県の要領によると、広島県が派遣する経営コンサルタントの訪問回数は、毎月 1 回~2 回となっているが、実際の訪問回数は通算で 3 回~4 回であり少ないと思われる。訪問は、設備設置が完了する前に終了している場合が多い。

また,派遣先事業所に関する経営分析結果,経営改善方策及び現地指導の内容について,その都度,書面により広島県に報告を行うとされているが,

最終的な書面が残されているだけであり、訪問の都度の報告書は提出されていない。このことは要領の規定に従って経営手法導入支援事業が執行されていないことを示している。

最終的な書面のみでは、訪問時にどのような指導が行われたかが把握できないので、経営コンサルタントに対して書面による提出を求めるべきである。さらに、現状では、補助金交付を受けるための形式的な経営指導であると指摘されても仕方がない。補助金の趣旨・目的は、障害者の工賃増加であるから、設備導入後、一定の期間(たとえば5年間定期的に)は経営分析及び経営指導を行うべきである。

③ 補助金の効果測定と補助金の返還

- (福) 爽裕会については、工賃増加につながっていないことから、真に必要とする者のために交付されているとはいえない。
- (福)清風会及び(福)優輝福祉会については、平成23年度の設備導入であることから、現時点では真に必要とする者のために交付されていると認められるか否かは不明である。

今後の広島県による効果測定が必要であり、効果測定により工賃増加が実現していない、生産性が向上していないなどの事実が判明した場合には、補助金を返還させるなどの措置が必要であると思われる。

(2) 契約の適正性の確保~見積り~

(福)優輝福祉会が提出した整備計画協議書に添付されていた 3 者の見積書の写しにはいずれも月日が記載されていない。

この3者について、法人の登記内容が記載してある履歴事項全部証明書及び企業のホームページにより確認したところ、落札業者である三光電業㈱の代表取締役はB(制の取締役を兼任しており、三光電業㈱は㈱Aの取引先であり、3者は、何らかの関連性を有していると認められ、整備計画協議書に添付されている3者の見積書は、3者に見積りをさせているという体裁を整えるための形式的な見積り合せに過ぎないと思われる。

多額の補助金交付を受けるのであるから、このような見積り合せについては、 県が厳正に指導を行うべきである。

(3) 広島県による実地検査

実地監査を行った3事業所とも県による実地検査は行われていない。県の要綱・要領では必要とされてはいないが、実地検査が行われていないのは不適切であり、実地検査を実施するべきである。

(福)優輝福祉会の設備については、納入メーカーにより機械に取り付けられたプレートに刻印されている製造年月が平成24年4月であったこと及び納入メーカーの担当者により作成された作業報告書に記載してある据付・試運転完了の日付が平成24年5月2日であったことから、補助金交付の条件のひとつである年度末である平成24年3月31日までの設置完了がなされていないことが判明している。

しかし、検査調書には、検査年月日は平成24年3月30日と記載されており、年度内の日付であり、また、機械設置完了前の日付となっている。このことから補助金交付の条件である平成24年3月31日までの設置完了とは認められず、虚偽の記載である。

このような事態が生じた原因は、広島県による実地検査が行われないことから 事業所の設備設置完了に関する意識が低いことにあると思われる。補助金の内 示は平成23年11月29日に行われており、年度末までの設置完了はスケジュ ール的に無理があったのではないだろうか。協議書提出から補助金の内示まで 約半年、内示がなければ設備の導入に着手できないので設置完了までの期間 は約3ヶ月である。この間に事業所は経営コンサルタントによる経営指導も受け なくてはならない。設備設置の完了は次年度でもよいとするなど期間の見直しが 図られるべきである。

2 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

(1) 補助金支出の効果測定について

① 広島県全体の事業効果の測定

事業が実施された平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間において, 交付金支給以上の賃金改善が実施されており, 介護職員の1人当たり 15,000 円前後の改善効果となっている。

② サンキ・ウエルビィ(株)

当社の場合,平成 21 年度は,旧コムスン事業の継承と給与体系の統一が 今回の介護職員処遇改善事業と重なり,効果的な時機に実施できたと思わ れる。

事業の実施された平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間において, 介護職員1人当たり 15,000 円前後の改善効果となっている。

③ (福)優輝福祉会

事業の実施された平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間において, 介護職員1人当たり 15,000 円以上の改善効果となっている。

以上より,補助金による介護職員への処遇改善効果はあったと考えられる。

3 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

(1) 補助金支出の公平性の確保

補助金対象施設等の範囲については、広島県による判断基準が明確に示されておらず、事業者間に不公平を生じているので各施設ごとに述べ、公平な補助金支出をされるよう要望する。

① こぶしヶ丘学園

当施設は、厨房機器を本体工事に含めた上で、補助金の対象として申請を行っている。本体工事に含まれる根拠として、これらの厨房機器が、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されているという点を挙げている。しかし、この点については、以下のとおり問題があり、当施設の厨房機器に対する補助金の交付は不適正であると考える。

A 「施設に固定されるもの」における「固定」の取り扱いについて

広島県地域福祉課こども家庭課に対して,こぶしヶ丘学園における 厨房機器の取り扱いについて,見解を求めたところ,県の回答は次のと おりであった。

耐震化整備事業の補助対象経費について

平成24年9月3日 地域福祉課 こども家庭課

児童養護施設「こぶしヶ丘学園」耐震化整備事業に係る広島県包括外部監査人からの質問に対して、次のとおり回答する。

- 平成17年度の国庫補助制度の改正により、社会福祉施設の設備整備のうち、「施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすもの」については、本体工事として、施設整備に統合された。
- このことについて、平成16年3月2日開催の厚生労働省社会・援護局関係主管課長 会議資料(福祉基盤課)において、次のとおり具体例が挙げられている。
 - ① 施設に固定されるもの
 - (例) 厨房機器(大型回転釜, 焼物器, 大型冷蔵庫, 作業台, 湯沸器等), 壁面収納棚, 非常通報装置, 外部監視用ビデオカメラ, 壁面用助木, 感染症予防対策設備, 姿勢 矯正鏡, 空缶プレス機, 包装機, ビニールハウス, 編集機, 陶芸炉, 大型遊具 等
 - ② 設置するために施設整備の設計に影響を及ぼすもの
 - (例) 介護ベッド,洗濯機,脱水機,乾燥機,パソコン (構内LANと併せて整備されるものに限る) 等情報処理機器、コンベアシステム 等
- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領において、耐震化事業の対象経費 として「施設の整備と一体的に整備されるものも含む。」とされ、上記と同一の内容で ある。
- 補助の範囲は、これら具体例を参考に、電源や給排水設備の要否を勘案して判断して おり、この度の厨房について、補助対象として認めたものの判断について問題はない。

しかし、この点についての包括外部監査人の見解は次のとおりである。

平成16年3月2日厚生労働省社会・援護局関係主管課会議資料によっても、「ただし、これらの施設整備への統合の趣旨により個々に判断するものである。」とされている。

a 制度の趣旨

平成21年7月31日付け「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」(厚生労働省社会・援護局長)によると、当事業の目的として「地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。」と規定されている。

b 厨房機器の固定の程度・内容

厨房機器は、L字型の金具で機器と壁とを、機器と床とをネジで留めているというものである(各機器の固定の状況に関する写真参照)。

c 厨房機器の固定の程度・内容は、上記bのとおりであるが、これは、 地震の際に、家具等が揺れによって転倒を防止する為の防止策と 同じ程度・内容であって、これによって、機器と建物とが「一体のも の」であるとは言えない。厨房機器の多くは、移動可能であり、建物 附属設備と一体のものではなく、器具備品と言われるものである。 したがって、厨房機器については、補助金の対象外であり、補助 金を支給するとした県の決定は不適正であると考える。

B 判断基準の不明確さ

補助対象施設等に含まれるか否かの判断基準については, 県の担当者に対して何度か確認を行ったが, 確認を行う都度, その見解は異なったものになってきており, 県の担当者自身は当初から明確な判断基準を有していなかったような印象を受けた。

当施設で行われたような不明瞭な補助金請求はあってはならない。どのような施設整備が施設整備として補助金対象に該当するのか,例示も含めて,基準の内容をできる限り明確にして補助金を利用しようとする社会福祉法人に提示がなされるべきであろう。

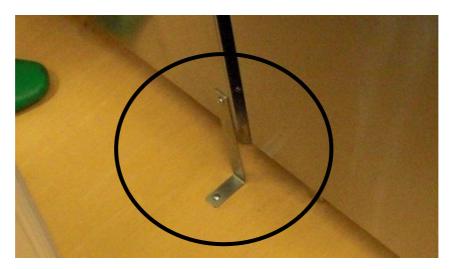
他方, 県の担当職員間においても, 基準の内容についての情報の共有化をしなければならない。そうでないと担当者によって, 助言等の内容に差異が生ずることになるからである。それでは, 行政事務処理において要請される明確であり, かつ統一的であること及び公平・平等であることが害されることになるからである。

<施設と厨房機器の固定の状況>

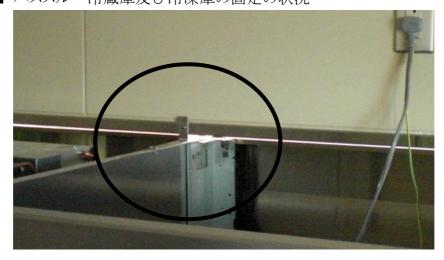
■ 冷凍冷蔵庫の固定の状況



■ キャビネットテーブルの固定の状況



■ パススルー冷蔵庫及び冷凍庫の固定の状況





■ 中棚付ワークテーブルの固定の状況

② 子鹿学園

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金(以下「当補助金」という。)に関しては、広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という)において、対象事業として、一体で整備した施設等のうち、職員の宿舎の整備に要する費用のように補助の対象とならないものが定められている。この補助の対象にならない施設等の範囲については、県交付要綱以外に明確な明文規定等は設けられておらず、各担当者が、場合によっては国に直接確認する等して、個々に対応しているとのことであった。

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあってはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準(個別の具体例を含む)を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

③ 子供の家三美園

建物新築工事について監理を行った業者の担当者の説明によれば、建物 建築工事と造成工事の監理業務の比率は大概7対3であったということであ るので、補助金の対象とされる施工監理業務費用の中に、3割に相当する業 務費用は対象外とされるべきであるのに、含まれていることになる。

当該施設に関しては、上記補助金対象業務の範囲の誤りによる補助金の 影響は生じていなかったが、補助金の執行者である県としては、工事竣工後 の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に説明を受け検査されるべきである。

(2) 消費税等に係る仕入控除税額に関する報告について(全施設共通)

国の規定により、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の確定額について、 県知事に対する報告が義務付けられている趣旨は、補助金の交付を受けて整備した施設等に係る課税仕入に係る消費税等について、国から還付を受け、または他の課税売上に係る消費税等から控除することによる、補助金の二重取り的な効果を防止することにあると解されるが、県交付要綱には同じ内容の規定が設けられていなかった。

県交付要綱から国の規定と同じ内容の規定が欠落した原因は明らかではないが、限られた予算の中で実施する補助事業等について、より適正にその執行が図られるよう、国の定める交付要綱等の規定の内容を精査した上で、県の交付要綱等への反映が確実に行われるよう改善を図る必要がある。

(3) 広島県による実地検査

① 補助金対象施設の工事竣工後の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に検査を行うべきである。

② 工事費内訳の精査

こぶしヶ丘学園における厨房機器の価格について疑義があるので次に述べる。

当初、メーカーから設計会社に対する見積りは 10,500,000 円であったが、施工業者からこぶしヶ丘学園に対する納入価格は 5,000,000 円であり、メーカー見積りから半減している。メーカー変更を行ったとはいえ、建物本体価格が水増しされ、結果として補助金が過大に支給決定されたのではないかとの疑念が残る。今後の補助金決定に際しては、実際の工事費内訳を精査していただきたい。

(4) 広島県による指導の必要性

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあってはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準(個別の具体例を含む)を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

4 社会福祉法人

- (1) 社会福祉法人の課題や問題点と解決について
 - ① 経営環境の変化の認識がない社会福祉法人への対応

各種の社会福祉法人に関する報告書は、新しい福祉経営の時代を指摘し、 必要な取り組みを提案しているにもかかわらず、従来の延長での思考や旧態 依然とした経営が多いことがわかる。

一部の地域では福祉サービスの提供が競争状態であるが、中山間地域や 島しょ地域では特定の社会福祉法人による独占状態又は少数の社会福祉 法人等による寡占状態で、経営環境の変化への認識が少ないと考えられる。

しかし、今後については、報告書にある各種の課題や問題点に真剣に取り組み、社会福祉法人の創設時の理念に立ち返り存在意義を再認識して、必要な行動をとる必要がある。

行政も同様に,県内の社会福祉法人に対して必要な啓蒙活動を継続して 実施していく必要がある。

② 効果的な指導監査の実施

以下、効果的な指導監査業務のプロセスを提案したい。

- A 社会福祉法人の財務分析を事前に実施し, 所定の基準以下の法人を 指導監査対象として抽出する。その際, 外部の専門家の支援が有効で ある。
- B 特に問題のある社会福祉法人については、特別チームを編成(外部の 専門家の支援を含む)し、徹底的に対応する。
- C 指導監査の結果については原則外部公表とし、県民に福祉サービス を契約する際の判断や、地域における社会福祉法人の評価情報として 提供する。
- D 第三者を交えた社会福祉法人の経営に関する専門部会を創設し,個別の問題に対処する。

指導監査に改善がみられない社会福祉等に対しては,専門部会の判断で 行政処分等を実施する。

上記に関連して、会計監査では監査対象の経営環境等の分析からスタートし、考えられる監査上のリスクを想定して必要な監査手続を実施している。 監査上のリスクは重要なものに限定しており、有限の監査資源(人員・時間・予算等)を重要性に応じて投入して効率的な監査を実施している。

広島県の指導監査担当部署でも、人的制約や予算上の制約等があっても

指導監査の質や効率を上げる必要があるため,不足している監査資源は, 外部の専門家集団や関係機関との提携等により調達し,指導監査体制の確立を図る必要がある。

また,社会福祉法人に対する指導監査は,社会福祉法の改正により,今後,一部法人が県から市町に移譲される予定である(平成25年4月から)。現在の指導監査の質が正確に移譲されるためには,市町の担当者の研修・教育と各種の支援等が必要である。

③ 社会福祉法人に対する外部評価の実践

利用者としての目線から,専門家等の外部者による評価が社会福祉法人に必要になっている。

評価基準は、多様な視点で透明性を確保した方法で実施される必要がある。民間企業が生産する財やサービスの品質の証明として導入した ISO9001 等の外部評価を社会福祉法人が積極的に導入し、他社との差別化を図る戦略も有効である。

④ 社会福祉法人の人材育成

人材の問題は、職員管理や労務管理の問題として、社会福祉法人の重要な課題として認識されている。介護職員の低い処遇や高い退職率等が話題であるが、法人の中長期の視点からの人材育成・投資が必要である。

⑤ 指導監査に関する基準の整備と決算

会計監査では会計基準,監査基準以外に個別の会計処理基準が多数存在し,個別の会計処理をコントロールしている。これにより,投資家は決算書を通じて企業の比較や投資の意思決定が可能である。

一方, 社会福祉法人には会計基準はあるが, 監査については指導監査実施指針等で, 個別の会計処理については通達等に大きく依存しており, 明確な基準等はなく運用面の解釈等で統一されていないため, 必要な基準整備が望ましい。

決算書は一定期間の法人の意思決定の結果であり,事業活動,事業損益 等が示されている。

多くの経営者は、損益状況や財務安定性を重視していると思われるが、一部には過大に累積した剰余金の活用や、公益機関としての活動実績等が厳しく問われている。各種の優遇措置のもと、民間企業と同様の論理での経営や事業の遂行は認められず、存在意義を十分認識した経営が求められている。

(2) 社会福祉法人優輝福祉会

今回の監査で、社会福祉法人優輝福祉会を対象とした。補助金を中心とした 監査であったが、組織・人材の観点から気付いた事項を報告する。

① 社会福祉法人の間接部門の要員の確保について

社会福祉法人を取り巻く環境の変化への対応の一つとして、管理部門の 強化が求められている。行政や介護保険等への対応には、管理部門におけ る専門家の養成が急務である。例えば、経理部門においても、内部統制上 最低限必要な業務と人員があり、法人内での養成が必要である。

一般的に、特定の人に対する特定業務の全面依存は、大きいリスク(例 不正の温床)にもなることから、組織防衛や事業継続の観点から、余裕のある人員の確保と継続的な法人内教育の実施が必要である。また、 社会福祉法人内のキャリアパス(※)として、間接業務の経験を制度として定着してもらいたい。

② 社会福祉法人の経理部門の体制強化について

社会福祉法人が広島県に提出した資料についても、監査や調査の有無に かかわらず、報告書記載金額の根拠となる資料の整備が必要となるが、一部 の資料について整備されておらず、検証できなかった。

一般的に、社会福祉法人は公益事業中心のため、監査や税務調査等が 実施されることが少なく、第三者に対する対応の準備体制が十分ではないと 思われる。したがって、法人内での経理業務の重要性は高くないと思われる が、経営管理者に対する情報提供機能、外部関係者に対する経営内容公 開等も要請をされており、また、新会計基準の導入予定もあることから、経理 関係部門の今後の充実強化をお願いしたい。

(※) キャリアパス・・・企業内での昇進等を可能とする職務経歴